

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧表【融資／一般業種】（令和3年8月26日時点）

実施機関	新宿区	東京都	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫	日本政策金融公庫
制度名	商工業緊急資金（特例）	新型コロナウイルス感染症対応融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経融資	危機対応融資	セーフティネット貸付（要件緩和）
要件	新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、一時的に売上げの減少等、業況悪化をきたしている、又は悪化が見込まれ資金繰りが必要となる中小企業者 ※基本3要件を満たすこと	新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが15%以上減少している事業者 ※セーフティネット4号・5号・危機関連保証に係る区市町村の認定が必要（セーフティネット5号の場合も、売上減少は15%以上であること） ※別紙「伴走支援型特別保証制度（伴走全国）」を利用している事業者が対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高のほか、最近14日間以上一か月未満の任意の期間における売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	最近1か月の売上高のほか、最近14日間以上一か月未満の任意の期間における売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している、商工会議所の経営指導員の指導を受けた小規模事業者 【金利引下げ】 当初三年間の金利を通常から▲0.9%引下げる。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高のほか、最近14日間以上一か月未満の任意の期間における売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業者 【要件緩和】 「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も対象
貸付金額	500万円	2億4000万円	中小事業：6億円(別枠) 国民事業：8000万円(別枠)	1,000万円(別枠)	6億円	中小事業：7億2,000万円 国民事業：4,800万円
資金使途	運転資金・設備資金	お問い合わせください	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金
貸付期間	5年以内（据置6か月）	お問い合わせください	運転資金 15年以内（据置5年以内） 設備資金 20年以内（据置5年以内）	運転資金 7年以内（据置3年以内） 設備資金 10年以内（据置4年以内）	運転資金 15年以内（据置5年以内） 設備資金 20年以内（据置5年以内）	運転資金 8年以内（据置3年以内） 設備資金 15年以内（据置4年以内）
金利	2.1%以内	1.5~2.2%以内	中小企業事業：当初3年間 0.21% 4年目以降 1.11% 国民生活事業：当初3年間 0.46% 4年目以降 1.36% ※利下げ限度額（中小2億円、国民4000万）	当初3年間 0.31% 4年目以降 1.21%	当初3年間 0.21% 4年目以降 1.11% ※利下げ限度額：2億円	中小企業事業：1.11% 国民生活事業：1.91% ※貸付期間・担保の有無等により変動
利子補給	貸付期間中 全額利子補給（自己負担なし）	お問い合わせください	特別利子補給制度（実質無利子） 最長3年間分の利子相当額を一括助成。公庫等の既存債務の借換も実質無利子化。 【適用対象】 特別貸付等の申込を行った際の最近1ヶ月の売上高のほか、最近14日間以上一か月未満の任意の期間における売上高がその翌月若しくはその翌々月の売上高、又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み小規模に限る）：要件なし ②小規模企業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少 【利子補給】 期間：借入後当初3年間 補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等3億円（拡充前2億円） 国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）		なし	
保証料補助	保証料全額補助（本人負担なし）	4千万円まで：4分の3 4千万円超：2分の1※小規模企業者又は危機関連保証の認定を受けた事業者のみ	保証料負担なし			保証料負担なし
詳細URL	https://www.city.shinjuku.lg.jp/teigo/sangyo01_000001_00011.htm	https://www.sangyo-todo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/16581a99c0be9aae84cc18980acb6f9c_1.pdf	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html	https://www.jfc.go.jp/n/info/pdf/topics_200312aa.pdf	https://www.shokochukin.co.jp/disaater/corona.html	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_ksaisten_m.html
問合せ先	新宿区文化観光産業部産業振興課 03-3344-0702 FAX:03-3344-0702	産業労働局金融部金融課 03-5320-4877	日本政策金融公庫新宿支店 03-3343-1261	東京商工会議所新宿支部 03-3345-3290	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧表【融資／生活衛生】（令和3年8月26日時点）

実施機関	日本政策金融公庫			
制度名	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス対策衛経融資	衛生環境激変対策特別貸付	生活衛生改善貸付(金利引下げ)
要件	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヶ月の売上高のほか、最近14日間以上一か月未満の任意の期間における売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者で、最近1か月の売上高のほか、最近14日間以上一か月未満の任意の期間における売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少しており、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている事業者 【金利引下げ】当初三年間の金利を通常から▲0.9%引下げる。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後とも減少が見込まれること ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること	最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している、生活衛生同業組合などの経営指導員の指導を受けた小規模事業者 【金利引下げ】当初三年間の金利を通常から▲0.9%引下げる。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。
貸付金額	8000万円(別枠)	1,000万円(別枠)	1000万円(別枠) ※旅館業は3000万円(別枠)	1000万円(別枠)
資金使途	振興計画認定組合員：運転資金・設備資金 組合員以外：設備資金	運転資金・設備資金	運転資金	運転資金・設備資金
貸付期間	運転資金 15年以内(据置5年以内) 設備資金 20年以内(据置5年以内)	詳しくは日本政策金融公庫へお問い合わせください	7年以内(据置2年以内)	運転資金 7年以内(据置3年以内) 設備資金 10年以内(据置4年以内)
金利	当初3年間 0.46% 4年目以降 1.36%	当初3年間 0.31% 4年目以降 1.21%	1.91% (ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については-0.9%) ※貸付期間・担保の有無等により変動	当初3年間 0.31% 4年目以降 1.21%
利子補給	特別利子補給制度(実質無利子) 最長3年間分の利子相当額を一括助成。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化。 【適用対象】 特別貸付等の申込を行った際の最近1ヶ月の売上高のほか、最近14日間以上一か月未満の任意の期間における売上高がその翌月若しくはその翌々月の売上高、又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前3年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方 ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み小規模に限る)：要件なし ②小規模企業者(法人事業者)：売上高▲15%減少 ③上記①②を除く事業者)：売上高▲20%減少 【利子補給】 期間：借入後当初3年間 補給対象貸付上限額：6,000万円(拡充前4,000万円)		なし	なし
担保	無担保・無保証人		応相談	無担保・無保証人
保証料補助	なし		なし	なし
詳細URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html	https://www.jfc.go.jp/n/info/pdf/topics_200312aa.pdf
問合せ先	日本政策金融公庫新宿支店 03-3343-1261	日本政策金融公庫新宿支店 03-3343-1261	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	東京商工会議所新宿支部 03-3345-3290

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧表【融資／その他】（令和3年8月26日時点）

実施機関	日本政策金融公庫	中小企業庁
制度名	日本公庫等の既往債務の借換	伴走支援型特別保証制度（伴走全国）
要件	日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にする。	一定の要件（売上減少▲15%以上等）を満たした中小企業者等が、金融機関による継続的な伴走支援を受けること等を条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げ
概要	<p>【対象制度】</p> <p>（1）日本政策金融公庫及び沖縄公庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策マル経融資 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・新型コロナウイルス対策衛経 等 <p>（2）商工組合中央金庫等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機対応融資 <p>【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】</p> <p>（1）日本政策金融公庫及び沖縄公庫</p> <p>中小事業 3億円（拡充前2億円）</p> <p>国民事業 6,000万円（拡充前4,000万円）</p> <p>（2）商工中金 3億円（拡充前2億円）</p> <p>【借換え限度額】</p> <p>（1）日本政策金融公庫及び沖縄公庫</p> <p>中小事業 6億円（拡充前3億円）</p> <p>国民事業</p> <p>8,000万円（拡充前6,000万円）</p> <p>（2）商工中金 6億円（拡充前3億円）</p> <p>※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額</p>	<p>【補償限度額】 4,000万円</p> <p>【保証期間】 10年以内</p> <p>【据置期間】 5年以内</p> <p>【金利】 金融機関所定</p> <p>【保証料率】 0.2%（国による補助前は原則0.85%）</p> <p>【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）</p> <p>【その他】 ①セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けていること、②経営行動計画書を作成すること、③金融機関が継続的な伴走支援をすること</p>
詳細URL	https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/service/BvXJWDrDK7nmQ-XIDIYIPg	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210325hosyo.html
問合せ先	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	中小企業金融相談窓口 0570-783183

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧表【信用保証】（令和3年8月26日時点）

実施機関	信用保証協会		
制度名	セーフティネット保証		危機関連保証
	4号	5号	
要件	指定地域（47都道府県）において1年以上継続して事業を行っており、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者	指定業種(下記詳細URL参照 5月1日以降全業種に拡大)に属する事業を行っており、以下の要件を満たす中小企業者 [イ]最近3か月間の売上高の合計が前年同期の売上高の合計と比較して5%以上減少していること [ロ]原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること	令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、金融取引の正常化のために資金調達が必要となり、最近1か月の売上高等が前年同期と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して15%以上減少することが見込まれる中小企業者 (全国・全業種が対象 ※補償対象業種に限る)
備考	前年実績のない創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた方について、認定基準の運用を緩和 【対象者】①業歴3ヵ月以上1年1か月未満の事業者、②前年以降の店舗増加等によって、単純な売上等の前年比較では認定が困難な事業者 【緩和基準】 https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf		
保証内容	一般枠とは別枠で、借入債務の 100% を保証 (最大2.8億円。5号と同枠)	一般枠とは別枠で、借入債務の 80% を保証 (最大2.8億円。4号と同枠)	一般枠とは別枠で、借入債務の 100% を保証 (最大2.8億円。セーフティネットとは別枠)
認定申請先	新宿区産業振興課	新宿区産業振興課	新宿区産業振興課
融資申込先	金融機関・信用保証協会	金融機関・信用保証協会	金融機関・信用保証協会
詳細URL	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm
問合せ先	【制度について】 東京信用保証協会新宿支店 03-3344-2251 【認定申請について】 新宿文化観光産業部産業振興課 03-3344-0702		